#### 第一七四回

#### 衆第三三号

離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案 (離島振興法の一部改正)

- 第一条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。 第七条に次の五項を加える。
  - 9 国は、都道府県又は市町村が、離島振興対策実施地域の区域内で販売するため当該 離島振興対策実施地域の区域外から自動車又は船舶の燃料用の揮発油等を運搬する者 に対して、当該運搬に要する経費について補助する場合には、政令で定めるところに より、当該都道府県又は市町村が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、 これに要する経費を補助するものとする。
  - 10 国は、離島振興対策実施地域において、情報通信基盤の整備、テレビジョン放送の 視聴が困難な地域の解消その他情報通信技術の利用の機会の格差を是正することを目 的とする事業を行う都道府県又は市町村に対し、政令で定めるところにより、その事 業に要する費用の二分の一を補助するものとする。
  - 11 国は、都道府県が離島振興対策実施地域において政令で定める水産業に関する試験 研究施設を設置する場合には、政令で定めるところにより、その設置に要する費用の 十分の九・五を補助するものとする。
  - 12 国は、都道府県又は市町村が、離島振興対策実施地域として指定されている離島 (当該離島の一部の地域のみが離島振興対策実施地域として指定されている場合にあ つては、当該一部の地域。以下この条において同じ。)の区域内に所在する中学校を 卒業し、当該離島の区域外に所在する高等学校に進学した生徒の保護者(当該離島の 区域内に住所を有する者に限る。)に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める費用について補助する場合には、政令で定めるところにより、第一号に係 る経費にあつては当該都道府県又は市町村が実質的に負担する部分を生じさせること のないよう、第二号に係る経費にあつてはその支給に要する経費の十分の五・五を、 補助するものとする。ただし、当該離島の区域内に高等学校が所在する場合は、この 限りでない。
    - 一 当該生徒が保護者と同一の住所に居住する場合 通学費
    - 二 当該生徒が保護者と異なる住所に居住する場合 居住費
  - 13 国は、離島振興対策実施地域の周辺の海域において、環境の保持又は住民の生活の 安定に有害な影響を及ぼす漂流物を除去し、又は野生生物を駆除する者に対し、政令 で定めるところにより、これに要する経費の二分の一を補助するものとする。 第九条の次に次の十八条を加える。

(観光振興計画の作成等)

第九条の二 都道府県は、離島振興計画に基づき、観光の振興に関する計画(以下「観

光振興計画」という。)を作成することができる。

- 2 観光振興計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 観光地の魅力の増進に関する事項
  - 三 観光旅客の受入れの体制の確保に関する事項
  - 四 離島振興対策実施地域の宣伝の方針に関する事項
  - 五 国際会議等の誘致の方針その他国際会議等の誘致の促進に関する事項
  - 六 観光旅客の移動の円滑化に関する事項
- 3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について 定めることができる。
  - 一 観光の振興を図るため観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。以下この条及び第九条の十四において同じ。)の整備を特に促進することが必要とされる次に掲げる要件を備えている地域(以下「観光振興地域」という。)の区域
    - イ 優れた自然の風景地、文化財等の観光資源を有する地域であること。
    - ロ 自然的社会的条件からみて一体として観光関連施設の整備を図ることが相当と 認められる地域であること。
    - ハ 観光関連施設の用に供する土地の確保が容易であること。
    - ニ 観光関連施設の整備が確実と見込まれる地域であること。
  - 二 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合 旅客自動車運送事業を経営する者又は海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者が、当該事業の利用者 の利便の増進を図るために実施する事業であつて、国土交通省令で定めるもの(以下「利用者利便増進事業」という。)に関する事項
- 4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 5 都道府県は、観光振興計画において第三項第一号の観光振興地域の区域を定めると きは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、観光振興計画について、国土交通大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 7 国土交通大臣は、観光振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認め るときは、その同意をするものとする。
  - 一 第二項各号に掲げる事項が離島振興計画に適合するものであること。
  - 二 第三項第一号の観光振興地域の区域が定められている場合にあつては、当該観光 振興地域が同号に規定する要件に該当し、かつ、離島振興計画に適合するものであ ること。
  - 三 第三項第二号に掲げる事項が定められている場合にあつては、当該事項が離島振

興計画に適合するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、離島振興計画に照らして適切なものであること。

- 8 国土交通大臣は、観光振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、 関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 9 国土交通大臣は、第七項の規定により同意をしようとするときは、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 10 都道府県は、観光振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(観光振興計画の変更)

- 第九条の三 都道府県は、前条第七項の規定による同意を得た観光振興計画を変更しようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 2 前条第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(海外における宣伝等の措置)

第九条の四 独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光旅客の離島振興対策実施地域への来訪を促進するため、第九条の二第七項の規定による同意を得た観光振興計画 (前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意観光振興計画」という。)に定める宣伝の方針に基づき、海外における宣伝を行うほか、これに関連して同意観光振興計画に係る都道府県(以下「同意都道府県」という。)及び関係市町村が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際会議等の誘致を促進するための措置)

- 第九条の五 独立行政法人国際観光振興機構は、国際会議等の離島振興対策実施地域への誘致を促進するため、同意観光振興計画に定める国際会議等の誘致の方針に基づき、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 一 同意都道府県及び関係市町村に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、 又は時宜に応じて提供すること。
  - 二 海外において同意都道府県及び関係市町村の宣伝を行うこと。

(共通乗車船券)

- 第九条の六 運送事業者は、離島振興対策実施地域内を移動する観光旅客を対象とする 共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行す る証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送 事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。)に係る運賃又は料 金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、 その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。
- 2 前項の届出をした者は、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一条第二項、道路

運送法第九条第三項後段、海上運送法第八条第一項後段(同法第二十三条において準用する場合を含む。)又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

3 第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地 方運輸局長に委任することができる。

(利用者利便増進事業計画の認定)

- 第九条の七 同意観光振興計画に定められた利用者利便増進事業を実施しようとする者 (当該利用者利便増進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該 利用者利便増進事業に関する計画(以下「利用者利便増進事業計画」という。)を作 成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。
- 2 前項の規定による認定の申請は、同意都道府県を経由して行わなければならない。 この場合において、同意都道府県は、当該利用者利便増進事業計画を検討し、意見を 付して、国土交通大臣に送付するものとする。
- 3 利用者利便増進事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 利用者利便増進事業の目標
  - 二 利用者利便増進事業の内容
  - 三 利用者利便増進事業の実施時期
  - 四 利用者利便増進事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その利用者利便増進 事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をす るものとする。
  - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が同意観光振興計画に照らして適切なものであること。
  - 二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該利用者利便増進事業を確実に遂行する ため適切なものであること。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による認定を行つたときは、同意都道府県に対し、速 やかにその旨を通知しなければならない。

(利用者利便増進事業計画の変更等)

- 第九条の八 前条第四項の認定を受けた者(その者の設立に係る同条第一項に規定する 法人を含む。以下「認定利用者利便増進事業者」という。)は、前条第四項の規定に より受けた認定に係る利用者利便増進事業計画を変更しようとするときは、国土交通 大臣の認定を受けなければならない。
- 2 国土交通大臣は、認定利用者利便増進事業者が前条第四項の規定により受けた認定 に係る利用者利便増進事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その 変更後のもの。以下「認定利用者利便増進事業計画」という。)に従つて利用者利便 増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。 (道路運送法等の特例)
- 第九条の九 認定利用者利便増進事業者が、認定利用者利便増進事業計画に従って利用者利便増進事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合若しくは同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならない場合又は海上運送法第十一条の二第一項の届出を行わなければならない場合若しくは同条第二項の認可を受けなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(報告の徴収)

第九条の十 国土交通大臣は、認定利用者利便増進事業者に対し、利用者利便増進事業 の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

- 第九条の十一 第九条の七第四項、第九条の八第一項及び第二項、第九条の九並びに前 条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委 任することができる。
- 2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、 運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

(課税の特例)

- 第九条の十二 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであつて、当該施設が当該要件に該当するものとして国土交通大臣が指定するものに限る。)であつて、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項に規定する指定を受けた販売施設が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 3 第一項に規定する指定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。 (地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
- 第九条の十三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷

地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保等)

第九条の十四 国及び地方公共団体は、事業者が行う同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に 努めるものとする。

(公共施設の整備)

第九条の十五 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の 区域における観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるもの とする。

(国等の援助)

第九条の十六 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画の達成に資するため、当該同 意観光振興計画の実施に必要な事業を行う者に対する助言、指導その他の援助の実施 に努めるものとする。

(農林水産業振興計画の作成等)

- 第九条の十七 都道府県は、離島振興計画に基づき、農林水産業の振興に関する計画 (以下「農林水産業振興計画」という。)を作成することができる。
- 2 農林水産業振興計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 農林水産業に係る技術の研究開発及び普及に関する事項
  - 三 農林水産物の加工及び流通の合理化に関する事項
  - 四 農林水産業を担うべき人材の育成及び確保に関する事項
  - 五 農林水産業の振興を図るために必要な生産基盤の整備に関する事項
- 3 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 4 都道府県は、農林水産業振興計画について、農林水産大臣に協議し、その同意を求

めることができる。

- 5 農林水産大臣は、農林水産業振興計画が離島振興計画に照らして適切なものである と認めるときは、その同意をするものとする。
- 6 農林水産大臣は、農林水産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県は、農林水産業振興計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(農林水産業振興計画の変更)

- 第九条の十八 都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た農林水産業振興計画を 変更しようとするときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。 (資金の確保等)
- 第九条の十九 国及び地方公共団体は、第九条の十七第五項の規定により同意を得た農林水産業振興計画(前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。)に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第十二条に次の一項を加える。

2 政府は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第五条第一項の規定により一般国道(同法第三条第二号に規定する「一般国道」をいう。)の路線として海上の区間を含む路線を指定するときは、近接する離島振興対策実施地域を経過地として定めるよう適切な配慮をするものとする。

第十九条中「国は」の下に「、第九条の十二に定めるもののほか」を加え、「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

第二十条中「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(基準財政需要額の算定における離島振興対策実施地域の特性への適切な配慮)

第二十条の二 政府は、離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県及び市町村に 交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額の算定に当たつては、離島 振興対策実施地域の特性に適切な配慮をするものとする。

別表を次のように改める。

## 別表 (第七条関係)

項		事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
_	農業試	農業改良助長法(昭和二十	十分の九・五
	験研究	三年法律第百六十五号)第	
	施設	二条第二号に規定する試験	
		研究施設の設置	
	土地改	土地改良法 (一) 土地改	十分の九(ため池の新設、廃止又

良	(昭年五年) 二十第五条第定改国の おり 二十第五条規地でもの かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	五項五一八三し項よ業施設廃更条、条項十第くのり用設、止第八二は条項第請う排の理は申行用を管又のよりを表す。	用排水施設の軽微な変更の事業で 農林水産大臣の指定するものを除 く。以下この項において同じ。) であるときは、当該ため池の工事 に係る費用に相当する部分にあの農 業用の用水施設(ため池を 大田の新設、廃止又は変更のもの を含む事業であるときは、当該 水施設の工事に係る費用に相す る部分にあつては、十分の八)
		() というでは、	の工事を含む事業であるときは、 十分の九・五)を超えず、かつ、 十分の七を下らない範囲内で農林 水産大臣が定める割合
		(三良五一に農成て牧は務採土第ののり地主畜目畜たの地・主畜目畜たのは、四申行のとの的のめ目が、関係を持ている。 は の の の の の の の の の の の の の の の の の の	十分の七・五を超えず、かつ、十 分の七を下らない範囲内で農林水 産大臣が定める割合

_				
			に供される	
			農用地の造	
			成を目的と	
			するものに	
			限る。)	
			第二条第二項に	土地改良法第百二十六条の政令で
		規定する土	地改良事業で地	沖縄県の区域内において行う土地
		方公共団体·	その他政令で定	改良事業について定める割合と同
		める者が行う	5 50	一の割合
三	林業施	森林法(昭		災害による土砂の崩壊等の危険な
_	設	和二十六年		状況に対処するために緊急治山事
	以			
		法律第二百	第一項第一	業として行われるもの(以下「緊
		四十九号)	号から第三	急治山事業」という。)以外のも
		第四十一条	号までに掲	のにあつては十分の九・五(国以
		第三項に規	げる目的を	外の者の行う事業にあつては、十
		定する保安	達成するた	分の九)、緊急治山事業にあつて
		施設事業	めに行われ	は十分の十
				(x   7,1 v)
		(保安林整	るもの	
		備事業とし		
		て行われる		
		ものを除		
		<.)		
		, ,	(二) 森林法	十分の八
			第二十五条	1 33 *27 €
			第一項第四	
			号から第七	
			号までに掲	
			げる目的を	
			達成するた	
			めに行われ	
	NA NII.	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	るもの	
匹	漁港			十分の九・五(国以外の者の行う
			百三十七号)第	事業にあつては、十分の九(水産
		三条第一号	に規定する基本	業協同組合が施行するものにあつ
		施設及び同	条第二号に規定	ては、十分の十))
			設のうち輸送施	, , , ,
			施設用地(公共	
			限る。)の修築	
		事業		
五	道路	一般国道	(一) 新設若	十分の九・五(国土交通大臣以外
			しくは改築	の者の行う事業にあつては、十分
			(いずれも	の九)
			(二)及び	
			(三)に掲げ	
			るものを除	
			く。)又は	
			道路法第十	
			三条第一項	
	I.			

	に規定する	
	指定区間外	
	の一般国道	
	の修繕	
	(二) 新設又	十分の九
	は改築(い	
	ずれも土地	
	区画整理法	
	(昭和二十	
	九年法律第	
	百十九号)	
	による土地	
	区画整理事	
	業に係るも	
	のに限	
	る。) (三) 新設又	十分の八
	は改築(い	十分の八
	ずれも都市	
	再開発法	
	(昭和四十	
	四年法律第	
	三十八号)	
	による市街	
	地再開発事	
	業に係るも	
	のに限	
toma No. and a 150 and a	る。)	
都道府県道	(一) 新設若	十分の九
	しくは改築	
	(いずれも	
	(三)及び	
	(四)に掲げ	
	るもの並び	
	に交通安全	
	施設等整備	
	事業の推進	
	に関する法	
	律(昭和四	
	十一年法律	
	第四十五	
	号) 第二条	
	第三項(第	
	一号を除	
	く。)に規	
	定する交通	
	_	
	安全施設等整備事業	

_		,		
			(以下「交	
			通安全施設	
			等整備事	
			業」とい	
			う。) とし	
			て行われる	
			ものを除	
			く。)又は	
			修繕	
			(二) 改築	十分の八
			(交通安全	
			施設等整備	
			事業として	
			行われるも	
			ので政令で	
			定めるもの	
			に限る。)	
			(三) 新設又	十分の九
			は改築(い	
			ずれも土地	
			区画整理法	
			による土地	
			区画整理事	
			業に係るも	
			のに限	
			る。)	
			(四) 新設又	十分の人
			は改築(い	1 33 00 1
			ずれも都市	
			再開発法に	
			よる市街地	
			再開発事業	
			に係るもの	
			に限る。)	
		市町村道	(一) 新設又	十分の八
		111日117日		1 21 02 / C
			は改築(い	
			ずれも(三)	
			及び(四)に	
			掲げるもの	
			並びに交通	
			安全施設等	
			整備事業と	
			して行われ	
			るものを除	
			く。)	
			(二) 改築	十分の八
			(交通安全	
			施設等整備	
	ı	]	47 % 4 TE MI	

	1	1	T	
			事業として	
			行われるも	
			ので政令で	
			定めるもの	
			に限る。)	
			(三) 新設又	三分の二
			は改築(い	
			ずれも道路	
			の交通に支	
			障を及ぼし	
			ている構造	
			上の原因の	
			一部を除去	
			するために	
			行う突角の	
			切取り、路	
			床の改良、	
			排水施設の	
			整備又は待	
			避所の設置	
			その他政令	
			で定めるも	
			のに限	
			る。) (四) 女 = 1 フ	1 // 0 /-
			(四) 新設又	十分の九
			は改築(い	
			ずれも土地	
			区画整理法	
			による土地	
			区画整理事	
			業に係るも	
			のに限	
			る。)	
六	港湾	重要港湾		国の行う事業にあつては十分の
				八・五、港湾管理者の行う事業に
				あつては十分の八
			二百十八	
			号)第二条	
			第五項に規	
			定する港湾	
			施設(以下	
			「港湾施	
			設」とい	
			う。) のう	
			ち水域施設	
			又は外郭施	
			設の建設又	
			は改良(重	
	İ	<u> </u>	109以(里	

			要な工事に限る。)	
			(二) 港湾施	国の行う事業にあつては三分の
			設のうち係 留施設又は	二、港湾管理者の行う事業にあつ   ては十分の六(本土と離島及び離
			臨港交通施	島と離島を連絡する橋梁の建設又
			設の建設又	は改良に係るものにあつては、三
			は改良	分の二)
		避難港	(一) 港湾施	国の行う事業にあつては十分の
			設のうち水	八・五、港湾管理者の行う事業に
			域施設又は 外郭施設の	あつては十分の八
			建設又は改	
			良	
			(二) 港湾施	国の行う事業にあつては三分の
			設のうち係	
			留施設の建 設又は改良	ては十分の六
		地方港湾	(一) 港湾施	十分の八(国が行う工事に係るも
		>0.00 1 G 1-3	設のうち水	のにあつては、十分の八・五)
			域施設又は	
			外郭施設の	
			建設又は改良で港湾管	
			理者(北海	
			道にあつて	
			は、港湾管	
			理者又は	
			国)が行う	
			もの (二) 係留施	十分の六(本土と離島及び離島と
				離島を連絡する橋梁の建設又は改
			交通施設の	良に係るもの並びに国が行う工事
			建設又は改	
			良で港湾管	二)
			理者 (北海 道にあつて	
			は、港湾管	
			理者又は	
			国)が行う	
1.	14. c4.	/ <del>//</del> / / / / / / / / / / / / / / / / /	もの	
七	空港		和三十一年法律第四条第一項第	十分の八
			る空港及び同法	
			項に規定する地	
		* *	に係る滑走路、	
		着陸帯、誘	導路、エプロ	

大田		ı			
# 1					
人         改良又は空機用地の造成若しくは整備         十分の七・五           人         会営住宅法(昭和二十六年 法法律第百九十三号)第二条第五号に規定する公営住宅の建設等の建設(当該建設のびためため、必要な土地の取得及び市場では、大事では規定するでは、対するでは、一方の五・五         十分の七・五           土         住宅地長衛・大事では規定するであり、企業がよ項に規定するであり、となるととを含む。)         十分の五・五           土         ごみ処理施設の設置 である地に活成するごよの設置では対策を発生しては規定するごみ処理施設の設置では対策をあるものにあっては、三分の設置では対策をあるものにあっては、三分の設置では対策をあるものにあっては、三分の正は法第二条第四号に規定する会共下水道の設置といるでは、三分の二の次のにあっては、一分の工・会議を表示の記憶であるものにあっては、十分の土・五の次に表示しては、十分の土・五の次に表示しては、十分の土・五の次に表示しては、十分の土・五の次に表示しては、十分の本・五のにあっては、十分の本・五のにあっては、十分の本・五の数に表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、十分の土・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、十分の土・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示しては、大学の五・五を表示していましては、大学の五・五を表示していましていましていましていましていましていましていましていましていましていま					
しくは整備			若しくは橋の	の新設若しくは	
八         公営住宅法(昭和二十六年 接筆第百九十三号)第二条 第五号に規定する公営住宅 の建設等         十分の七・五           九         住宅地 住宅地区改良法(昭和三十 五年法律第八十四号)数良住 宅の建設では上地を宅地に造成することを含む。)         十分の七・五           十         正年法律第八十四号)数日 宝券 (1 四月) 第二条 金倉む。)         十分の五           一項施設 でおきまは(昭和四十五年法律第一十二年法律第一項に規定するごみ処理施設である百三十七号)第二条第四号に規定する公共下水道の設置又は改築下水道の設置又は改築下水道の設置又は改築でするのにあつては、三分の二分の二(終末処理場の設置又は改定のるものにあつては、三分の二人) 下水道法第二条第四号に規定する各費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五・五           十二         消防施設 (昭和三十三年法年、十分の二人) を定する流域下水道の設置又は改定のこう の第二大臣が定めるものにあつては、十分の五・五           十二         消防施設強化促進法(昭和十十八年法律第八十七号)第二条に機能を指している機能を表している。 第一条条に表している。 第一条条を表している。 第一条条 (1 世界)第一条、第一項に規定する児童福祉施設の整備         十分の七・五           十二         「2 助産施 第一次に規定する。 第一次に規定する。 第一次に提定をおきる。 第一次には設定をおきる。 第一次に対しては、十分の七・五         十分の七・五           十二         「2 助産施 第一次に規定する。 第一次に規定する。 第一次に規定する。 第一次に対しては、十分の五・五         十分の五・五           十分の五・五         「2 数を施 3 を 接近 3 を まが 3 を			改良又は空流	巻用地の造成若	
全   法律第百九十三号)第二条   第五号に規定する公営住宅   の建設等   任宅地区改良法(昭和三十   任宅地区改良法(昭和三十   任宅地区改良法(昭和三十   条第六項に規定する改良住宅の建設   投票   を含む。)   上地を宅地に造成することを含む。)   産棄物の処理及び清掃に関する法主(中で)を選定   上地を宅地に造成することを含む。)   下水道   廃棄物の処理施設の設置   上一項に規定するごみ処理施設の設置   下水道は、田和三十三年法律第七十九号)第二条第四号に規定する公共下水道の設置又は改築   下水道法第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改定する流域下水道の設置又は改定する流域下水道の設置又は改定する流域下水道の設置又は改定をあるものにあつては、三分の二(終末処理場の設置又はが定めるものにあつては、三分の二(終末処理場の設置又はが定めるものにあつては、十分の上・五)   消防施設強化促進法(昭和   上八年法律第八月十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置   一)助産施に供する機械器具及び設備の順大又は設置   一)助産施と、第一項に規定する消防の用に供する機械を器具及び設備の関う)第1に規定する児童福祉施設の整備   「二)助産施に係るもの   日本に集まり第1に規定する児童福祉施設の整備   三分の二   三分の一   三分の一			しくは整備		
第五号に規定する公営住宅 の建設等	八	公営住	公営住宅法	(昭和二十六年	十分の七・五
第五号に規定する公営住宅 の建設等		宅	法律第百九-	十三号)第一条	
大田   中宅地   住宅地区改良法 (昭和三十   区改良   上年法律第八十四号)第二   条第六項に規定する改良住宅の建設(当該建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。)					
住宅地   住宅地区改良法 (昭和三十   下水道   大分の七・五   大分の七・五   大学の   大学の					
区改良   五年法律第八十四号)第二   条第六項に規定する改良住宅の建設 (当該建設のため   上でを含む。)	+1	住宅+#1		自注 (忉和三十	十分の上・五
条第六項に規定する改良住宅の建設(当該建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。)	74	-			1 77 ° 7 ° 11.
中学学院		区以及			
・					
土地を宅地に造成することを含む。)					
大			1		
・			土地を宅地に	こ造成すること	
理施設			を含む。)		
#第百三十七号)第八条第 一項に規定するごみ処理施設の設置  T 水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道の設置又は改築 下水道法第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築 下水道法第二条第四号に規定する書別で国土交通大臣が定めるものにあつては、三分の二) 下水道法第二条第四号に規定する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の土・五) 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置  十三 児童福祉法 (一) 助産施(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条 (昭和二十二年法律第百六十四号)第七条 第一方の第七条 第二方の第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条	十	ごみ処	廃棄物の処理	埋及び清掃に関	十分の五
一項に規定するごみ処理施設の設置		理施設	する法律(F	昭和四十五年法	
・			律第百三十-	七号)第八条第	
・			一項に規定	するごみ処理施	
T・水道				,	
#第七十九号)第二条第三 改築に要する費用で国土交通大臣 号に規定する公共下水道の    設置又は改築	+	下水道		四和三十三年法	十分の六(終末処理場の設置又は
特に規定する公共下水道の設置又は改築	'	1 /11/2			
設置又は改築   三分の二(終末処理場の設置又は定する流域下水道の設置又改築に要する費用で国土交通大臣改築に改築。   一次定めるものにあつては、十分の七・五   十子   消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置   一)助産施和二十二年法律第百六十四号)第七条第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設の整備   (二)乳児院及び知的障害児施設に   三分の二					
下水道法第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築   三分の二(終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の七・五   十一   消防施設強化促進法(昭和 二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置   十分の七・五   十分の七・五   十分の七・五   十分の七・五   十分の七・五   十分の七・五   1 大変援施設   1 大変援施設   1 大変援施設   1 大変援施設   1 大変接施設   1 大数で保育所に係るもの   1 大変接施設   1 大数では表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表					
定する流域下水道の設置又は改築   改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の七・五   消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置   十三 児童福   児童福祉法   (一) 助産施   日本法律第   百六十四   長び保育所に係るもの   第一項に規定する児童福祉施設の整備   (二) 乳児院及び知的障害児施設に   三分の二					
は改築					
十二   消防施   消防施設強化促進法(昭和				「水垣の設直又	
十二   消防施   消防施設強化促進法(昭和			は改築		
設					,
第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置  十三 児童福 児童福祉法 (一) 助産施 設、母子生 活支援施設 及び保育所 に係るもの 場 に係るもの 整備  (二) 乳児院 及び知的障害児施設に	十二	-			十分の五・五
に供する機械器具及び設備 の購入又は設置		設	二十八年法律	津第八十七号)	
十三       児童福       児童福祉法       (一) 助産施       十分の七・五         社施設       (昭和二十       設、母子生       活支援施設及び保育所に係るもの等一項に規定する児童福祉施設の整備       及び保育所に係るものを新一項に規定する児童福祉施設の整備       に係るものを対知的障害児施設に			第三条に規定	定する消防の用	
十三       児童福       児童福祉法       (一) 助産施       十分の七・五         ・出施設       (昭和二十二年法律第二年法律第二百六十四月分)第七条第一項に規定する児童福祉施設の整備       (下係るもの)       上京公司       (二) 乳児院及び知的障害児施設に       三分の二			に供する機構	滅器具及び設備	
祉施設(昭和二十 二年法律第 百 六 + 四 号)第七条 第一項に規 定する児童 福祉施設の 整備設、母子生 活支援施設 及び保育所 に係るもの(二) 乳児院 及び知的障 害児施設に三分の二			の購入又は診	2置	
二年法律第 百 六 十 四 号) 第七条 第一項に規 定する児童 福祉施設の 整備     活支援施設 及び保育所 に係るもの       (二) 乳児院 及び知的障 害児施設に     三分の二	十三	児童福	児童福祉法	(一) 助産施	十分の七・五
二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設の整備       活支援施設及び保育所に係るもの         (二)乳児院及び知的障害児施設に       三分の二		祉施設	(昭和二十	設、母子生	
百六十四 号)第七条 第一項に規 定する児童 福祉施設の 整備  (二) 乳児院 及び知的障 害児施設に			,		
号)第七条 第一項に規 定する児童 福祉施設の 整備に係るもの(二) 乳児院 及び知的障 害児施設に三分の二					
第一項に規 定する児童 福祉施設の 整備 (二) 乳児院 及び知的障 害児施設に					
定する児童 福祉施設の 整備     (二) 乳児院 及び知的障 害児施設に				こうでしょう	
福祉施設の 整備 (二) 乳児院 三分の二 及び知的障 害児施設に					
整備 (二) 乳児院 三分の二 及び知的障 害児施設に					
(二)乳児院三分の二及び知的障害児施設に					
及び知的障 害児施設に			整備		
害児施設に					三分の二
	1			t → t t · - + · ·	•
係るもの				害児施設に	

			T	
			(三) 重症心	十分の八
			身障害児施	
			設に係るも	
			0)	
十四	義務教	公立の義務	(一) 義務教	十分の八・五
1 12	育施設	教育諸学校	育諸学校等	
	等	等の施設費	の施設費の	
		の国庫負担	国庫負担等	
		等に関する	に関する法	
		法律第二条	律第三条第	
		第一項に規	一項第一号	
		定する義務	から第三号	
		教育諸学校	までに該当	
		に係る建物	する建物に	
		(同条第二	係るもの	
			かるもの	
		項に規定す		
		る建物をい		
		う。以下同		
		じ。)の整		
		備		
			(二) 義務教	十分の七・五
			育諸学校等	, , , ,
			の施設費の	
			国庫負担等	
			に関する法	
			律第三条第	
			一項第四号	
			に該当する	
			建物に係る	
			もの及び構	
			造上危険な	
			状態にある	
			建物の改築	
		ハキの羊交		
			教育諸学校等の	十分の七・五
			車負担等に関す 2年に関す	
			条第一項に規定	
			育諸学校に係る	
		水泳プールの	7整備	
		公立の中学	校(中等教育学	十分の七・五
		校の前期課	程及び特別支援	
			部を含む。以下	
			係る産業教育振	
			二十六年法律第	
			号)第二条に規	
			教育のための設	
		備の整備		
			校(特別支援学	十分の七・五
		校の小学部	を含む。以下同	

		10 ) T = 10 ± 1/4   F = 20	
		じ。)及び中学校に係る理	
		科教育振興法(昭和二十八	
		年法律第百八十六号)第二	
		条に規定する理科教育のた	
		めの設備の整備	
		へき地教育 (一) 住宅に	十分の七・五
		L CHAH	
		100 M	
		和二十九年	
		法律第百四	
		十三号)第	
		三条第二号	
		及び第三号	
		に規定する	
		住宅及び施	
		設(同法第一	
		10 1 11 0 11	
		四条第一項	
		第四号の規	
		定によるも	
		のを含む。	
		以下同	
		じ。)の整	
		備	
		(二) 施設に	三分の二
		係るもの	
		公立の小学校及び中学校に	十分の七・五
		係る学校給食法(昭和二十	17,700
		九年法律第百六十号)第三	
		条第一項に規定する学校給	
		食の開設に必要な施設の整	
1 7	士 Mr W	備	-/\ n -
十五	高等学		二分り
	校教育	物の整備	
	施設等		
		公立の高等学校等に係る産	十分の六
		業教育振興法第二条に規定	
		する産業教育のための施設	
		又は設備の整備	
		公立の高等学校等に係る理	十分の七・五
		科教育振興法第二条に規定	
		する理科教育のための設備	
		の整備	
十六	海岸	海岸法(昭和三十一年法律	十分の九・五(海岸法第四十条第
	144/十	第百一号)第二条第一項に	一項に規定する主務大臣以外の者
		規定する海岸保全施設の新	切に焼足りる主傷人民以外の有   の行う事業にあつては、十分の
		設又は改良に関する工事	九)
		で、同法第四十条第一項に	
		規定する主務大臣が施行す	

	るもの及び海岸管理者が施	
	行するもので政令で定める	
	もの	

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第二条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の十三」を「第六条の十四」に改める。

第六条第一項中「で政令で定めるもの」及び「の範囲内で政令で定める割合」を削り、同条第二項中「前項の政令で定める」を「別表に掲げる」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

7 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第七条第九項から第十三項までの規定 は、奄美群島について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術 的読替えは、政令で定める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(離島振興法の準用)

第六条の二の二 離島振興法第九条の二から第九条の十九までの規定は、奄美群島について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の四に次の一項を加える。

2 離島振興法第十二条第二項の規定は、奄美群島について準用する。

第六条の十二の次に次の一条を加える。

(税制上の措置)

第六条の十二の二 国は、第六条の二の二において準用する離島振興法第九条の十二に 定めるもののほか、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法(昭和三十二 年法律第二十六号)の定めるところにより、奄美群島の振興開発に必要な措置を講ず るものとする。

第二章中第六条の十三の次に次の一条を加える。

(離島振興法の準用)

第六条の十四 離島振興法第二十条の二の規定は、奄美群島について準用する。 別表を次のように改める。

### 別表 (第六条関係)

項		事 業 の 区 分			国庫の負担又は補助の割合の範囲
<del></del>	農業試	農業改良助長法(昭和二十			十分の九・五
	験研究	三年法律第	百六十	五号)第	
	施設	二条第二号	に規定	する試験	
		研究施設の	設置		
$\vec{-}$	土地改	土地改良 (一) 土地改			十分の九(ため池の新設、廃止又は
	良	法(昭和	良治	去第八十	変更の工事を含む事業(農業用用排

二十四年 五条第一 水施設の軽微な変更の事業で農林水 法律第百 項、第八十 | 産大臣の指定するものを除く。以下 九十五 五条の二第 この項において同じ。)であるとき 号)第二 一項又は第一は、当該ため池の工事に係る費用に 条第二項 八十五条の 相当する部分にあつては、十分の に規定す 三第一項若 九・五、小規模の農業用の用水施設 る土地改 しくは第六 | (ため池を除く。)の新設、廃止又 良事業で 項の申請に は変更の工事で農林水産大臣の指定 国が行う より行う農口するものを含む事業であるときは、 当該用水施設の工事に係る費用に相 もの 業用用排水 施設の新一当する部分にあつては、十分の八) 設、管理、 廃止又は変 更 (二) 土地改 十分の九 (ため池の新設又は変更の 良法第八十 工事を含む事業であるときは、十分 五条第一の九・五)を超えず、かつ、十分の 項、第八十十七を下らない範囲内で農林水産大臣 五条の二第一が定める割合 一項又は第 八十五条の 三第一項若 しくは第六 項の申請に より行う同 法第二条第 二項第一号 において土 地改良施設 の新設、管 理、廃止又 は変更に含 まれるもの とされた事 業 (三) 土地改 十分の七・五を超えず、かつ、十分 良法第八十一の七を下らない範囲内で農林水産大 五条の四第 臣が定める割合 一項の申請 により行う 農用地の造 成(主とし て家畜の放 牧の目的又 は養畜の業 務のための 採草の目的 に供される

	I		# = 11. ~ >4.	
			農用地の造	
			成を目的と	
			するものに	
			限る。)	
				土地改良法第百二十六条の政令で沖
			地改良事業で地	縄県の区域内において行う土地改良
			その他政令で定	事業について定める割合と同一の割
	LL MA Ida	める者が行		
三	林業施		(一) 森林法	災害による土砂の崩壊等の危険な状
	設	(昭和二		況に対処するために緊急治山事業と
		十六年法	第一項第一	して行われるもの(以下「緊急治山
		律第二百	号から第三	事業」という。) 以外のものにあつ
		四十九	号までに掲	ては十分の九・五(国以外の者の行
		号)第四	げる目的を	う事業にあつては、十分の九)、緊
		十一条第		急治山事業にあつては十分の十
				が旧田事未にめっては「カッケー
		三項に規	めに行われ	
		定する保	るもの	
		安施設事		
		業(保安		
		林整備事		
		業として		
		行われる		
		ものを除		
		(°)		
		\ o )	(一) 木北沙	1 / 0
			(二) 森林法	十分の八
			第二十五条	
			第一項第四	
			号から第七	
			号までに掲	
			げる目的を	
			達成するた	
			めに行われ	
			るもの	
Ш	海洪	海洪海坦動		十分の九・五(国以外の者の行う事
匹	漁港		備法(昭和二十	
			百三十七号)第	業にあつては、十分の九(水産業協
		三条第一号に規定する基本		同組合が施行するものにあつては、
			条第二号に規定	十分の十))
		する機能施	設のうち輸送施	
		設又は漁港	施設用地(公共	
		施設用地に	限る。)の修築	
		事業		
五.	道路	一般国道	(一) 新設若	十分の九・五(国土交通大臣以外の
	~	/*\	しくは改築	者の行う事業にあつては、十分の
			しては以業	九)
				76)
			(二)及び	
			(三)に掲げ	
			るものを除	
			く。)又は	

		道路法(昭	
		和二十七年	
		法律第百八	
		十号)第十	
		三条第一項	
		に規定する	
		指定区間外	
		の一般国道	
		の修繕	
			十分の九
		は改築(い	1 20 000
		ずれも土地	
		区画整理法	
		(昭和二十	
		九年法律第	
		百十九号)	
		による土地	
		区画整理事	
		業に係るも	
		のに限	
		る。)	
		(三) 新設又	十分の八
		は改築(い	
		ずれも都市	
		再 開 発 法	
		(昭和四十	
		四年法律第	
		三十八号)	
		による市街	
		地再開発事	
		業に係るも	
		のに限	
		る。)	
	県道		十分の九
		しくは改築	
		(いずれも	
		(三)及び	
		(四)に掲げ	
		るもの並び	
		に交通安全	
		施設等整備	
		事業の推進	
		に関する法	
		律(昭和四	
		十一年法律	
		第四十五	
		号)第二条	
		第三項(第	

		一号を除	
		く。)に規	
		定する交通	
		安全施設等	
		整備事業	
		(以下「交	
		通安全施設	
		等整備事	
		業」とい	
		う。) とし	
		て行われる	
		ものを除	
		く。)又は	
		修繕	
		(二) 改築	十分の八
		(交通安全	
		施設等整備	
		事業として	
		行われるも	
		ので政令で	
		定めるもの	
		に限る。)	
		(三) 新設又	十分の九
		は改築(い	
		ずれも土地	
		区画整理法	
		による土地	
		区画整理事	
		業に係るも	
		のに限	
		る。)	
			十分の八
		は改築(い	, , , ,
		ずれも都市	
		再開発法に	
		よる市街地	
		再開発事業	
		に係るもの	
		に限る。)	
	市町村道	(一) 新設又	十分の八
		は改築(い	
		ずれも(三)	
		及び(四)に	
		掲げるもの	
		並びに交通	
		安全施設等	
		整備事業と	
		して行われ	
		14 1 11	

	I			1
			るものを除	
			⟨。)	
			(二) 改築	十分の八
			(交通安全	
			施設等整備	
			事業として	
			行われるも	
			ので政令で	
			定めるもの	
			に限る。)	
				-/\ o -
			(三) 新設又	三分の二
			は改築(い	
			ずれも道路	
			の交通に支	
			障を及ぼし	
			ている構造	
			上の原因の	
			一部を除去	
			するために	
			行う突角の	
			切取り、路	
			床の改良、	
			排水施設の	
			整備又は待	
			避所の設置	
			その他政令	
			で定めるも	
			のに限	
			る。)	
			(四) 新設又	十分の九
			は改築(い	
			ずれも土地	
			区画整理法	
			による土地	
			区画整理事	
			業に係るも	
			のに限	
			る。)	
六	港湾	)出流汗 /nn	つ。/ 和二十五年法律	十分の九
	伦停			
			号)第二条第五	
			る港湾施設(以	
			設」という。)	
			施設及び外郭施	
		設の建設又	は改良の工事	
		港湾施設の	うち係留施設及	十分の七・五(国土交通大臣がする
		び臨港交通	施設の建設又は	場合にあつては、十分の八)
		改良の工事		
	I			

		<b>洪添払訊のきも八井の田に</b>	「八の十 /団」なる十円がより担人
		港湾施設のうち公共の用に	十分の六(国土交通大臣がする場合
		供する港湾施設用地の建設	にあつては、三分の二)
		又は改良の工事	
七	空港	空港法(昭和三十一年法律	十分の八
		第八十号)第五条第一項に	
		規定する地方管理空港に係	
		る同法第八条第一項及び第	
		四項に規定する工事	
八	公営住	公営住宅法(昭和二十六年	十分の七・五
	宅	法律第百九十三号)第二条	
		第五号に規定する公営住宅	
		の建設等	
九	住宅地	住宅地区改良法(昭和三十	十分の七・五
	区改良	五年法律第八十四号) 第二	
		条第六項に規定する改良住	
		宅の建設(当該建設のため	
		必要な土地の取得及びその	
		土地を宅地に造成すること	
	1 224	を含む。)	1.0
+	水道	水道法(昭和三十二年法律	十分の五
		第百七十七号)第三条第三	
		項に規定する簡易水道事業	
		の用に供する水道施設の新	
		設又は増設	
+-	し尿処	廃棄物の処理及び清掃に関	十分の五
	理施設	する法律(昭和四十五年法	
	及びご	律第百三十七号) 第八条第	
	み処理	一項に規定するし尿処理施	
	施設	設及びごみ処理施設の設置	
十二	下水道	下水道法(昭和三十三年法	十分の六(終末処理場の設置又は改
		律第七十九号) 第二条第三	築に要する費用で国土交通大臣が定
		号に規定する公共下水道の	めるものにあつては、三分の二)
		設置又は改築	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		下水道法第二条第四号に規	三分の二(終末処理場の設置又は改
		する流域下水道の設置又	第に要する費用で国土交通大臣が定
		は改築	めるものにあつては、十分の七・
		は以発	
	日本石		五)
十三	児童福	児童福祉 (一) 助産施	十分の七・五
	祉施設	法 (昭和 ) 設、母子生	
		二十二年 活支援施設	
		法律第百  及び保育所	
		六 十 四 に係るもの	
		号) 第七	
		条第一項	
		に規定す	
		る児童福	
		社施設の	
		1年ル巴取マノ	

		市分 / ##:		
		整備	( · ) ~	
			(二) 乳児院	三分の二
			及び知的障	
			害児施設に	
			係るもの	
			(三) 重症心	十分の八
			, , , <u>—</u> .	十分の八
			身障害児施	
			設に係るも	
			0)	
十四	義務教	公立の義	(一) 義務教	十分の八・五
'	育施設	務教育諸	育諸学校等	
			の施設費の	
	等	学校等の		
		施設費の	国庫負担等	
		国庫負担	に関する法	
		等に関す	律第三条第	
		る法律	一項第一号	
		(昭和三		
		十三年法		
		律第八十	する建物に	
		一号)第	係るもの	
		二条第一		
		項に規定		
		する義務		
		教育諸学		
		校に係る		
		建物(同		
		条第二項		
		に規定す		
		る建物を		
		いう。以		
		下 同		
		じ。)の		
		整備		
		正阴	(一) ************************************	し八の上・エ
			(二) 義務教	十分の七・五
			育諸学校等	
			の施設費の	
			国庫負担等	
			に関する法	
			律第三条第	
			一項第四号	
			に該当する	
			建物に係る	
			もの及び構	
			造上危険な	
			状態にある	
			建物の改築	
		公立の義務	教育諸学校等の	十分の七・五
			庫負担等に関す	
	I			

	る法律第二	条第一項に規定	
	する義務教	育諸学校に係る	
	水泳プール		
			十分の七・五
			十分の七・五
		程及び特別支援	
	学校の中学	部を含む。以下	
	同じ。) に	係る産業教育振	
		二十六年法律第	
		号)第二条に規	
		教育のための設	
	備の整備		
	公立の小学	校(特別支援学	十分の七・五
		を含む。以下同	, , , ,
		中学校に係る理	
		法(昭和二十八	
		八十六号)第二	
	条に規定す	る理科教育のた	
	めの設備の	整備	
	```	(一) 住宅に	十分の七・五
	- C 2E 4X	係るもの	
	育振興法	体のもの	
	(昭和二		
	十九年法		
	律第百四		
	十三号)		
	第三条第		
	二号及び		
	第三号に		
	規定する		
	住宅及び		
	施設(同		
	法第四条		
	第一項第		
	四号の規		
	定による		
	たによる		
	む。以下		
	同じ。)		
	の整備		
		(二) 施設に	三分の二
		係るもの	
	ひなの 4 逆	校及び中学校に	十分の七・五
			下刃りし・五  
		食法(昭和二十	
	九年法律第	百六十号)第三	
	条第一項に	規定する学校給	
		必要な施設の整	
	備	~ × 6//6版VE	
1. 工 古然兴		当法体1ヶは 7 74	
十五 高等学	公立の尚寺	学校等に係る建	ニガツー

	校教育 施設等	物の整備	
	<b>爬</b> 放守	公立の高等学校等に係る産 業教育振興法第二条に規定 する産業教育のための施設 又は設備の整備	十分の六
		公立の高等学校等に係る理 科教育振興法第二条に規定 する理科教育のための設備 の整備	十分の七・五
十六	砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては三分の二(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業(以下「緊急砂防事業」という。)に係るものにあつては十分の八五、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつて緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては十分の七)、国土交通大臣が施行する場合にあつては十分の八(緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の人・五)
十七	海岸	海岸法(昭和三十一年法律 第百一号)第二条第一項に 規定する海岸保全施設の新 設又は改良に関する工事 で、同法第四十条第一項に 規定する主務大臣が施行す るもの及び海岸管理者が施 行するもので政令で定める もの	十分の九・五(海岸法第四十条第一項に規定する主務大臣以外の者の行う事業にあつては、十分の九)
十八	地り施設で止	地すべり等防止法(昭和三十号)等防止法(昭和三十号)第三十号)地球では規定する地域に規定で、り防止工事で、直下流流流ででの直におけるでは、以下同じの及びにおいてがある。 ひっとなっては、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	鹿児島県知事が施行する場合にあつては三分の二(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業」という。)に係るものにあつては十分の八、再度災害を防止するために施行する地すべり対策事業に係るものはあつては大のもの時止法第五十一条第一項に規定する主務大臣が施行する場合にあっては十分の七・五(緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八)

十九	河川	河川法(昭和三十九年法律	十分の六
		第百六十七号)第五条第一	
		項に規定する二級河川の改	
		良工事(同法第十六条の三	
		第一項の規定による協議に	
		基づき市町村長が行うもの	
		を除く。)で政令で定める	
		もの	

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第三条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「政令で定めるもの」を「別表に掲げるもの」に改め、「経費について」の下に「国が負担し又は補助する割合」を加え、「政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる」を「同表に掲げる割合とする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第七条第九項から第十三項までの規定は、小笠原諸島について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えば、政令で定める。

第八条の二の次に次の一条を加える。

(離島振興法の準用)

第八条の三 離島振興法第九条の二から第九条の十九までの規定は、小笠原諸島について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条の二に次の一項を加える。

2 離島振興法第十二条第二項の規定は、小笠原諸島について準用する。

第十六条の次に次の二条を加える。

(税制上の措置)

第十六条の二 国は、第八条の三において準用する離島振興法第九条の十二及び前二条 に定めるもののほか、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法の定めると ころにより、小笠原諸島の振興開発に必要な措置を講ずるものとする。

(離島振興法の準用)

第十六条の三 離島振興法第二十条の二の規定は、小笠原諸島について準用する。

第二十一条中「(昭和二十八年法律第七十二号)」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表 (第六条関係)

項		事 業	(T)	区	分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
	農業試	農業改	良助:	長法	(昭和二十	十分の九・五

	EA 7TT 7E	一大沙分安。	ヒナーナロン 笠	
	験研究		写六十五号)第 スセスオを	
	施設		こ規定する試験	
	1 11 →1	研究施設の記		
<u> </u>	土地改		(一) 土地改	十分の九(ため池の新設、廃止又は
	良	第二条第二	良法第八十	変更の工事を含む事業(農業用用排
		項に規定す		水施設の軽微な変更の事業で農林水
		る土地改良	項、第八十	産大臣の指定するものを除く。以下
		事業で国が	五条の二第	この項において同じ。)であるとき
		行うもの	一項又は第	は、当該ため池の工事に係る費用に
			八十五条の	相当する部分にあつては、十分の
			三第一項若	九・五、小規模の農業用の用水施設
			しくは第六	(ため池を除く。)の新設、廃止又
			項の申請に	は変更の工事で農林水産大臣の指定
			より行う農	するものを含む事業であるときは、
			業用用排水	当該用水施設の工事に係る費用に相
			施設の新	当する部分にあつては、十分の八)
			設、管理、	, , , , ,
			廃止又は変	
			更	
			(二) 土地改	十分の九(ため池の新設又は変更の
			良法第八十	工事を含む事業であるときは、十分
			五条第一	の九・五)を超えず、かつ、十分の
			項、第八十	七を下らない範囲内で農林水産大臣
			五条の二第	が定める割合
			一項又は第	
			八十五条の	
			三第一項若	
			しくは第六	
			項の申請に	
			より行う同	
			法第二条第	
			二項第一号	
			において土	
			地改良施設	
			の新設、管	
			理、廃止又	
			は変更に含	
			まれるもの	
			とされた事	
			業	
			(三) 土地改	十分の七・五を超えず、かつ、十分
			(二) 工地以   良法第八十	一方の七・五を超えり、から、 一方の七を下らない範囲内で農林水産大
			五条の四第	臣が定める割合
			一項の申請	
			により行う	
			農用地の造	
			成(主とし	
			て家畜の放	

_				
			の目的又	
		は	養畜の業	
		務(	のための	
		採ュ	草の目的	
		にも	共される	
		農月	用地の造	
			を目的と	
			るものに	
		· ·	る。) る。)	
		土地改良法第二条第		土地改良法第百二十六条の政令で沖
		規定する土地改良		
		方公共団体その他	以行ぐ正	事業について定める割合と同一の割
	LL SIII LL	める者が行うもの		合
三	林業施	森林法(昭(一)		災害による土砂の崩壊等の危険な状
	設		二十五条	況に対処するために緊急治山事業と
			一項第一	して行われるもの(以下「緊急治山
		四十九号) 号7	から第三	事業」という。)以外のものにあつ
		第四十一条 号语	までに掲	ては十分の九・五(国以外の者の行
		第三項に規 げる	る目的を	う事業にあつては、十分の九)、緊
		定する保安 達原	成するた	急治山事業にあつては十分の十
		施設事業めり	こ行われ	
		(保安林整 るっ	もの	
		備事業とし	_	
		て行われる		
		ものを除		
		く。)		
		(	森林法	十分の八
			二十五条	1 33 0 27 (
			一項第四	
			から第七	
			までに掲	
		· ·	る目的を	
			成するた	
			こ行われ	
			もの	
四	漁港	漁港漁場整備法(日		十分の九・五(国以外の者の行う事
		五年法律第百三十一	七号)第	業にあつては、十分の九(水産業協
		三条第一号に規定で	する基本	同組合が施行するものにあつては、
		施設及び同条第二	号に規定	十分の十))
		する機能施設のうる	ち輸送施	
		設又は漁港施設用力	也(公共	
		施設用地に限る。)	の修築	
		事業	.= -14	
五.	道路	一般国道 (一)	新設若	十分の九・五(国土交通大臣以外の
	~	7	くは改築	者の行う事業にあつては、十分の
			ハずれも	九)
			こ)及び	<sup>-</sup> /
			.) に掲げ	
		(=	ノバー指り	

_	1			
			るものを除	
			く。)又は	
			道路法(昭	
			和二十七年	
			法律第百八	
			十号)第十	
			三条第一項	
			に規定する	
			指定区間外	
			の一般国道	
			の修繕	
			(二) 新設又	十分の九
			は改築(い	
			ずれも土地	
			区画整理法	
			(昭和二十	
			九年法律第	
			百十九号)	
			による土地	
			区画整理事	
			業に係るも	
			のに限	
			る。)	
			(三) 新設又	十分の八
			は改築(い	
			ずれも都市	
			再開発法	
			(昭和四十	
			四年法律第	
			三十八号)	
			による市街	
			地再開発事	
			業に係るも	
			のに限	
			る。)	
		都道	(一) 新設若	十分の九
			しくは改築	
			(いずれも	
			(三)及び	
			(四)に掲げ	
			るもの並び	
			に交通安全	
			施設等整備	
			事業の推進	
			に関する法	
			律(昭和四	
			十一年法律	
			第四十五	
	-			

号) 第三条 第三項   第三項   第三項   第三項   2   2   2   2   2   2   2   2   2	 <u> </u>		
一 く。			
く。する施事等とは通過安全備下でを設等整性のでは、		第三項(第	
く。する施事等とは通過安全備下でを設等整性のでは、		一号を除	
定安全施事等 で ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			
安全施設等整(以下「交通を全備ですが、			
整備事業       (以下を整         通安整備事業       (シーン         う。からとして       ものを         く。       (を         (本)       (を         (本)       (を         (本)       (を         (本)       (本)         (本)			
(以下 <sup> </sup>			
通安全施設 等業		整備事業	
通安全施設 等業 としして行われる もの とく を としして行の かい として でもの とく		(以下「交	
等 整 備 ま と い し て			
業」といったわるものという。 として行のを 又は 修繕 (二) 通安全 施業として (交) 通安を 地事業としる令もので 定める。設 (三) 新設 (いずれも壁も出生 と 世 (三) 変 (都設 (いずれもと) (で) 新設 (いずれも強) (市 再開発市場 東 (三) の で) (四) の で) (一) に 掲げるもの 並びに (地) がい (三) (上) (世) (一) で) (一) (一) で) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一			
う。) として行わる は な			
て行われる もの)な。 (三) 改築全施等を借 事業としるものである。) (三) 政教・土分の九 (三) 政教・土地のである。) (三) 教教・土地を国土地を国土地を国土地を国土地を国土の。にの。) (四) 改・計画・発生・にの。の。) (四) 改・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
<ul> <li>ものとない</li> <li>(で) 後継</li> <li>(こ) 数案</li> <li>(定) 数要値</li> <li>事業として行うであるものであるものであるる。)</li> <li>(三) 数報(いずれも整理とは、</li> <li>(四) 数集(いずれを経過を表して行うのが、</li> <li>(四) 数集(いずれ・</li> <li>(四) 数に、</li> <li>(四) 数に、</li> <li>(日) は、</li> <li< th=""><th></th><th>う。)とし</th><th></th></li<></ul>		う。)とし	
<ul> <li>ものとない</li> <li>(で) 後継</li> <li>(こ) 数案</li> <li>(定) 数要値</li> <li>事業として行うであるものであるものであるる。)</li> <li>(三) 数報(いずれも整理とは、</li> <li>(四) 数集(いずれを経過を表して行うのが、</li> <li>(四) 数集(いずれ・</li> <li>(四) 数に、</li> <li>(四) 数に、</li> <li>(日) は、</li> <li< th=""><th></th><th>て行われる</th><th></th></li<></ul>		て行われる	
(で) 後に (二) 改 (金) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本			
修繕 (二) 改築 (交通安全 施設等整備 事業として 行われる令で 定めるもの に限る。) (三) 新設又 は改築(い ずれも型土地 区画整里土地 区画整里土地 区画整理土地 区画整理名も の に る。) (四) 新設又 は改築(い ずれも発法による無数にい すがれも都法による場所を指し 再開発市地 再開発市地 再開発市地 再開発市地 再開発市の に限る。) 村道 (一) 新設又 は改築(い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通			
(二) 改築 (交通安全 施設等整して 行われるもので政るので定めるのでに限る。) (三) 新設又 は改れも理理法による聖理法によ画整生土地 区画整生土地 区画整理もののにに る。) (四) 改築(いずれも選別である。) (四) 改革(いずれも法) 市 再開発法による開発をものに限る。) 村道 (一) 新設又 は改集(いずれも(四)に 掲げるもの並びに交通			
(交通安全 施設等整備 事業として 行われるもので政合。) (三) 新設又 は改れの重整理は に関する主地 区は動整理をもののに。 (四) 新設又 は改れのでの は改れのででで定める。) (四) が変にである。) (四) が変に変もある。) (四) が変に変もある。) 村道 (一) 新築には、十分の八 は改れの一、は改れの一、は改れの一、は改れのでは、はでいる。) 村道 (一) 新築にいっかでの人			
施設等整備 事業として 行われるでで定めるものに限る。) (三) 新設又 は改も整(いずも生地との画を名として であるものでのかられた。) (四) 新設又はなれを整理事業ににのできるではできるではできるではできるではできるが、できません。)。) (四) 新設とはないでいる。) 村道 (一) 新設とはないでいるでのではないでである。) 村道 (一) 新設とはないではないである。)		(二) 改築	十分の八
施設等整備 事業として 行われるでで定めるものに限る。) (三) 新設又 は改も整(いずも生地との画を名として であるものでのかられた。) (四) 新設又はなれを整理事業ににのできるではできるではできるではできるではできるが、できません。)。) (四) 新設とはないでいる。) 村道 (一) 新設とはないでいるでのではないでである。) 村道 (一) 新設とはないではないである。)		(交通安全	
事業として       行われるものであるものであるものに限る。)         (三) 新設又は数策(いず地地区画整3土地区画性係るものに限る。)       十分の九         (四) 新設又はなれを筆のにによるを理る。)       十分の八         (四) 新設以はなれを強力を対象を表する。       1十分の八         (本) 本部によるのは、いずれをに係る。)       十分の八         村道       (一) 新設又はないである。         村道       (一) 新設とはないである。         村道       (一) 新設とないである。         日本のよりにはないである。       (一) 新設とないである。         日本のよりにはないである。       (一) おおいである。         日本のよりにはないである。       (一) おおいである。         日本のよりにはないである。       (一) おおいである。         日本のよりにはないである。       (一) おおいである。         日本のよりにはないである。       (一) はないである。         日本のよりにはないである。       (一) はないである。         日本のよりにはないである。			
行われるも ので政令で 定めるもの に限る。) (三) 新設又 は改築(い ずれも土地 区画整理法 による主地 区画整理事 業にによる。) (四) 新設又 は改も都市 再開発ももの に限る。) (四) 新設文 は改も都市 再開発もあっ に限る。) 村道 (一) 新設又 は改築(い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通			
ので政令で定めるものに限る。)       (三) 新設又は改築(いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業によるものに限る。)       十分の人         (四) 新設又は改集(いずれも発法による開発市事業に係るものに限る。)       十分の人         村道       (一) 新設又は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通			
定めるものに限る。) (三) 新設又は改築(いずれも土地区画整理法による土地区画整理事業に係るものに限る。) (四) 新設又は改築(いずれ発生による無情地・再開発法による無情地・再開発法による高・)   (一) 新設又は改築(いずれの人は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通		·	
(三) 新設又 は改築(いずれも土地 区画整理法 による土地 区画整理事業に係るものに る。)  (四) 新設又 は改築(いずれも都市 再開発法による市街地 再開発法による市街地 再開発事業 に係るものに限る。)  村道 (一) 新設又 は改築(いずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの並びに交通		ので政令で	
(三) 新設又 は改築(いずれも土地 区画整理法 による土地 区画整理事業による を の に 限 る。)  (四) 新設又 は改築(いずれ 教祭 (いずれ 教祭 市		定めるもの	
(三) 新設又 は改築(いずれも土地 区画整理法 による土地 区画整理事業による を の に 限 る。)  (四) 新設又 は改築(いずれ 教祭 (いずれ 教祭 市		に限る。)	
は改築(いずれも土地  区画整理法 による土地  区画整理事業に係るものに			十分の力
ずれも土地 区画整理法 による土地 区画整理事業に係るも の に 限 る。) (四) 新設又 は改築(いずれも都市 再開発法による市街地 再開発事業 に係るもの に限るもの に限るもの に限るもの に限るもの に限るもの にで限るもの にでして、新設又 は対象(いずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通			
区画整理法       による土地         区画整理事業に係るものに限る。)       (四)新設又はかずれも第発事業に係るものに限る。)         村道       (一)新設又はかずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通			
による土地 区画整理事業に係るものに限る。) (四) 新設又は改築(いずれも都市再開発事業に係るものに限る。) 村道 (一) 新設又は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通		·	
区画整理事業に係るものに限る。)         (四) 新設又は改築(いずれも都市再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。)         村道       (一) 新設又は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通		区画整理法	
区画整理事業に係るものに限る。)         (四) 新設又は改築(いずれも都市再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。)         村道       (一) 新設又は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通		による土地	
業に係るも の に 限 る。)  (四) 新設又 十分の八 は改築(い ずれも都市 再開発法に よる市街地 再開発事業 に係るもの に限る。)  村道  (一) 新設又 十分の八 は改築(い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通			
のに限る。) (四)新設又は改築(いずれも都市再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。) 村道 (一)新設又は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通			
The state of t			
(四) 新設又は改築(いずれも都市再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。)       十分の八         村道       (一) 新設又は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通		のに限	
は改築(いずれも都市 再開発法に よる市街地 再開発事業 に係るもの に限る。) 村道 (一) 新設又 は改築(いずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通		る。)	
は改築(いずれも都市 再開発法に よる市街地 再開発事業 に係るもの に限る。) 村道 (一) 新設又 は改築(いずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通		(四) 新設又	十分の八
ずれも都市 再開発法に よる市街地 再開発事業 に係るもの に限る。) 村道 (一) 新設又 は改築(い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通			
再開発法による市街地再開発事業に係るものに限る。)         村道       (一) 新設又は改築(いずれも(三)及び(四)に掲げるもの並びに交通			
よる市街地 再開発事業 に係るもの に限る。) 村道 (一) 新設又 は改築(い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通		· ·	
再開発事業 に係るもの に限る。)  村道 (一) 新設又 十分の八 は改築 (い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通			
に係るもの に限る。) 村道 (一) 新設又 は改築(い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通		よる市街地	
に係るもの に限る。) 村道 (一) 新設又 は改築(い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通		再開発事業	
に限る。) 村道 (一) 新設又 十分の八 は改築 (い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通			
村道			
は改築 (い ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通	++ <i>/</i> -/-		1 // 🌣
ずれも(三) 及び(四)に 掲げるもの 並びに交通	11		下ガの八
及び(四)に 掲げるもの 並びに交通			
掲げるもの 並びに交通		ずれも(三)	
掲げるもの 並びに交通		及び(四)に	
並びに交通			
		女全施設等	

	ı	T		
			整備事業と	
			して行われ	
			るものを除	
			く。)	
			(二) 改築	十分の八
			(交通安全	1 23 327 4
			施設等整備	
			事業として	
			行われるも	
			ので政令で	
			定めるもの	
			に限る。)	
			(三) 新設又	三分の二
			は改築(い	
			ずれも道路	
			の交通に支	
			障を及ぼし	
			ている構造	
			上の原因の	
			一部を除去	
			するために	
			行う突角の	
			切取り、路	
			床の改良、	
			排水施設の	
			整備又は待	
			避所の設置	
			その他政令	
			で定めるも	
			のに限	
			る。)	
			(四) 新設又	十分の九
			は改築(い	)J v > ) u
			ずれも土地	
			· ·	
			区画整理法	
			による土地	
			区画整理事	
			業に係るも	
			のに限	
			る。)	
六	港湾	港湾法(昭和	口二十五年法律	十分の九
			号) 第二条第五	
		項に規定する	る港湾施設のう	
		ち水域施設及	及び外郭施設の	
		建設又は改良		
			<u>、</u> 条第五項に規定	十分の六
			段のうち係留施	
			を通施設の建設	
<u> </u>	<u> </u>			

		又は改良		
七	公営住		(昭和二十六年	十分の七・五
	宅	法律第百九-	<b>卜三号)第二条</b>	
		第五号に規定	定する公営住宅	
		の建設等		
八	住宅地	住宅地区改具	良法(昭和三十	十分の七・五
	区改良	五年法律第月	(十四号) 第二	
		条第六項に対	見定する改良住	
			当該建設のため	
		必要な土地の	り取得及びその	
			こ造成すること	
		を含む。)		
九	簡易水		口三十二年法律	十分の五
	道		号) 第三条第三	
			5簡易水道事業	
			る水道施設の新	
	. 2.2 15	設又は増設		
+			里及び清掃に関	十分の五
	理施設		召和四十五年法	
			上号) 第八条第	
		2 11 // <b>=</b> / — /	けるごみ処理施	
ı	下水道	設の設置	刀毛一一一一一一一	「ハッキ(数十加四田の利思サルル
+-	下小坦		四和三十三年法 号)第二条第三	十分の六(終末処理場の設置又は改 築に要する費用で国土交通大臣が定
			る公共下水道の	めるものにあつては、三分の二)
		設置又は改領		(a)
十二	児童福		(一) 助産施	十分の七・五
,	祉施設	(昭和二十		
		二年法律第	活支援施設	
		百六十四	及び保育所	
		号)第七条	に係るもの	
		第一項に規		
		定する児童		
		福祉施設の		
		整備		
			(二) 乳児院	三分の二
			及び知的障	
			害児施設に	
			係るもの	
			(三) 重症心	十分の八
			身障害児施	
			設に係るも	
<u> </u>	<b>关</b>	ハキの美数	の美数数	
十三	義務教 育施設	公立の義務 教育諸学校	(一) 義務教 育諸学校等の	十分の八・五
	等	教育商子校等の施設費	再商子仪寺の   施設費の国庫	
	守	の国庫負担	施設質の国庫 負担等に関す	
		ツ 国 単 貝 担	貝担守に関り	

等に関する	る法律第三条	
法律(昭和	第一項第一号	
三十三年法	から第三号ま	
律第八十一	でに該当する	
号)第二条	建物に係るも	
第一項に規	$\mathcal{O}$	
定する義務		
教育諸学校		
に係る建物		
(同条第二		
項に規定す		
る建物をい		
う。以下同		
じ。)の整		
備		
	(二) 義務教	十分の七・五
	育諸学校等	
	の施設費の	
	国庫負担等	
	に関する法	
	律第三条第	
	一項第四号	
	に該当する	
	建物に係る	
	もの及び構	
	造上危険な	
	近土/記録な 状態にある	
	-	
t >t. →t. It	建物の改築	
	枚育諸学校等の	十分の七・五
施設費の国庫	5負担等に関す	
る法律第二条	条第一項に規定	
	育諸学校に係る	
水泳プールの		
	文 (中等教育学	十分の七・五
		1 M V G : 44
	是及び特別支援	
	『を含む。以下	
	系る産業教育振	
興法 (昭和二	二十六年法律第	
二百二十八号	号) 第二条に規	
	対育のための設	
備の整備	.,,	
	(特別支援学	ナ <u></u>
	. ,,	十分の七・五
	含む。以下同	
	『学校に係る理	
科教育振興法	5(昭和二十八	
年法律第百月	(十六号) 第二	
条に規定する	理科教育のた	
めの設備の整		
マンマン氏 川 マノ笠	± VHI	

		へき地教育	(一) 住宅に	十分の七・五
		振興法(昭	係るもの	
		和二十九年		
		法律第百四		
		十三号)第 三条第二号		
		一年第二ヶ及び第三号		
		に規定する		
		住宅及び施		
		設(同法第		
		四条第一項		
		第四号の規		
		定によるも		
		のを含む。		
		以下同じ。)の整		
		備		
		VIII	(二) 施設に	三分の二
			係るもの	
		公立の小学校	交及び中学校に	十分の七・五
			<b>建法</b> (昭和二十	
			百六十号)第三	
			見定する学校給	
		度の開設に必備	必要な施設の整	
十四	高等学		学校等に係る建	三分の二
	校教育	物の整備		
	施設等	ハナの古然と	公共ないスタマ	1 // 0-4
			学校等に係る産	十分の六
			は第二条に規定 資のための施設	
		ソる産業教育		
			- M 学校等に係る理	十分の七・五
			出第二条に規定	·
			育のための設備	
		の整備		
十五	海岸		n三十一年法律	十分の九・五(海岸法第四十条第一
			第二条第一項に	項に規定する主務大臣以外の者の行
			学保全施設の新 に関する工事	う事業にあつては、十分の九)
			に関りる工事 B十条第一項に	
			31 未免 気に 8大臣が施行す	
			毎岸管理者が施	
			で政令で定める	
		もの		
( )\L \( \text{\text{H}} \text{+\text{\text{H}}}	印化口山井	置法の一部改	工)	

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第四条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十条」を「第百十条の二」に改める。 第九十一条に次の一項を加える。

- 2 離島振興法第十二条第二項の規定は、離島について準用する。 第百五条に次の一項を加える。
- 9 離島振興法第七条第十項から第十三項までの規定は、離島について準用する。この 場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 第八章中第百十条の次に次の一条を加える。

(離島振興法の準用)

第百十条の二 離島振興法第二十条の二の規定は、離島について準用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 第十二条第一項の表中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号と し、第一号の次に次の一号を加える。

	<u> </u>		
二 次に掲げる地	石油のうち政令で	機械及び装置、建	百分の十(建物及
区又は地域	定めるものの販売	物及びその附属設	びその附属設備並
イ 離島振興法	の事業	備並びに構築物の	びに構築物につい
第二条第一項		うち、政令で定め	ては、百分の六)
の規定により		るもの	
離島振興対策			
実施地域とし			
て指定された			
地区			
口 奄美群島振			
興開発特別措			
置法(昭和二			
十九年法律第			
百八十九号)			
第一条に規定			
する奄美群島			
ハ 小笠原諸島			
振興開発特別			
措置法(昭和			
四十四年法律			
第七十九号)			
第二条第一項			
に規定する小			
笠原諸島の地			
域			
ニ 沖縄振興特			
別措置法第三			
条第三号に規			
定する離島の			
地域			

第四十二条の九の見出し中「沖縄の」を削り、同条第一項中「平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間のうち」を削り、同項の表中第五号を第八号とし、第一号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、同表に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

ツニケゼ加んる。			
一 離島振興法第九 条の四に規定する 同意観光振興計画 におい同法第九 条の二第三項観光 長に規定する 長に規域として 振興地域とる地区 二 奄美群島振興開	同法第九条の十二 第一項に規定する 特定民間観光関連 施設の設置又は運 営に関する事業 準用離島振興法第	当該特定民間観光 関連施設に含まれる機械及び装置、 建物及びその附属 設備並びに構築物 のうち、政令で定 めるもの 当該特定民間観光	百分の十五(建物 及びその附属設備 並びに構築物については、百分の 八)
発特別措置に第六 発物に対して 発のでは が が が が が が が が が が り に り に り に り に り に	九条の十二第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	関連施設に含まれる機械及び装置、 建物及びその附属 設備並びに構築物 のうち、政令で定 めるもの	及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)
三 開発のすいでは、 一 第八準法 お振うに光で第第一の 事別 三 の 事別 三 る 下「法 第 す 計 を 別 に 光 で 第 の ま 別 に と の 意 お 興 に 島 い 四 観 い 法 項 ら に 振 第 定 域 で 地 で 地 で は い 四 観 い 法 項 る し る し る し る し る し る し る し る し る し る	準用離島振興法第 九条の十二名特定 に規定する特定 間観光関連 が 間 で 関 で で り で り で り で り で り で り で り で り で	当該特定民間観光 関連施設で含ま置、 建物及びその附属 設備並びに構築物 のうち、政 めるもの	百分の十五(建物 及びその附属設備 並びに構築物につ いては、百分の 八)

第四十二条の九第七項中「沖縄の」を削る。

第四十五条第一項の表中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号

とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 01 /1 /2 /2 /2 /2	• • • • • •		
二 次に掲げる地	石油のうち政令で	機械及び装置、建	百分の十(建物及
区又は地域	定めるものの販売	物及びその附属設	びその附属設備並
イ 離島振興法	の事業	備並びに構築物の	びに構築物につい
第二条第一項		うち、政令で定め	ては、百分の六)
の規定により		るもの	
離島振興対策			
実施地域とし			
て指定された			
地区			
口 奄美群島振			
興開発特別措			
置法第一条に			
規定する奄美			
群島			
ハ 小笠原諸島			
振興開発特別			
措置法第二条			
第一項に規定			
する小笠原諸			
島の地域			
ニ 沖縄振興特			
別措置法第三			
条第三号に規			
定する離島の			
地域			

第六十八の十三の見出し中「沖縄の」を削り、同条第一項中「平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間のうち」を削り、同条第八項中「沖縄の」を削る。

第九十条の八第一項中「(昭和二十九年法律第百八十九号)」を削る。

第九十条の九第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「一万九千五百円」を「一万三千円」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中離島振興法第九条の次に十八条を加える改正規定(同法第九条の十二及び第九条の十三に係る部分に限る。)及び第五条並びに附則第三条から第八条までの規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の離島振興法(以下「新離島振興法」という。)第七 条第九項から第十三項まで(第二条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法 (以下「新奄美法」という。)第六条第七項、第三条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第六条第三項及び第四条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第百五条第九項においてこれらの規定(同項にあっては、新離島振興法第七条第九項の規定を除く。)を準用する場合を含む。)及び別表の規定、新奄美法別表の規定並びに新小笠原法第六条第一項及び別表の規定は、平成二十二年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付(以下「負担等」という。)(平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。)から適用し、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第三条 第五条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の特別償却に関する経過措置)

第四条 新租税特別措置法第十二条第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。)をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第五条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の一部施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の一部施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の一部施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の一部施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の特別償却に関する経過措置)

第六条 新租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の 規定は、法人が一部施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適 用する。

(連結法人の特別償却に関する経過措置)

第七条 新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項(新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が一部施行日以後に取得等をする新租税特別措置法

第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用する。

(特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例に関する経過措置)

- 第八条 一部施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従 前の例による。
- 2 一部施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機に第五条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 一部施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 一部施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 一部施行日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る一部施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過 措置は、政令で定める。 (検討)

第十条 国は、平成二十五年三月三十一日までに、離島において住民が収入を確保し、住み続けることができるようにするための施策、離島への企業を誘致するための租税の減免その他の施策、外洋に存する離島が国防に果たしている役割を踏まえたこれらの離島の振興のための施策その他離島の振興のための施策の在り方全般について、離島振興法の抜本的な見直しを含め検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

# 理 由

奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島を含む離島について、その自立的発展を促進し、 島民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、その振興のための施策を拡充する必要があ る。これが、この法律案を提出する理由である。

# 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度において、約二百三十二億円の支出増が、また、約十億円の減収が、それぞれ見込まれる。